

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	鬼崎漁業協同組合	常滑市地先	基点 あ 常滑市と知多市の境界海岸基標No. 1 基点 い 常滑市多屋町海岸基標No. 8 ア あから277度54分、2, 393メートルの点 イ いから246度55分、3, 495メートルの点 区域 あアイいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 つめたがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 おごのり漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市大野町、小倉町、金山、久米、矢田、西之口、青海町、北汐見坂、住吉町、蒲池、蒲池町、小林町、榎戸町、新田町、神明町、本郷町、港町、新浜町、大和町、虹の丘、末広町、森西町、錦町、明和町、大鳥町、多屋町	なし
共第2号	鬼崎漁業協同組合	常滑市大野町地先	基点 あ 常滑市と知多市の境界海岸基標No. 1 ア あから251度45分、1, 755メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市大野町、小倉町、金山、久米、矢田	なし
共第3号	鬼崎漁業協同組合	常滑市蒲池地先	基点 あ 常滑市鬼崎漁港(蒲池)南防波堤基部基標No. 4 ア あから275度11分、2, 247メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市西之口、青海町、北汐見坂、住吉町、蒲池、蒲池町、小林町、榎戸、榎戸町、新田町、神明町、本郷町、港町、新浜町、大和町、虹の丘、末広町、森西町、錦町、明和町、大鳥町、多屋町、多屋	なし
共第4号	鬼崎漁業協同組合	常滑市蒲池地先	基点 あ 常滑市鬼崎漁港(蒲池)南防波堤基部基標No. 4 ア あから268度15分、1, 556メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市西之口、青海町、北汐見坂、住吉町、蒲池、蒲池町、小林町、榎戸、榎戸町、新田町、神明町、本郷町、港町、新浜町、大和町、虹の丘、末広町、森西町、錦町、明和町、大鳥町、多屋町、多屋	なし
共第5号	鬼崎漁業協同組合	常滑市榎戸地先	基点 あ 常滑市鬼崎漁港(蒲池)南防波堤基部基標No. 4 ア あから229度41分、1, 835メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市西之口、青海町、北汐見坂、住吉町、蒲池、蒲池町、小林町、榎戸、榎戸町、新田町、神明町、本郷町、港町、新浜町、大和町、虹の丘、末広町、森西町、錦町、明和町、大鳥町、多屋町、多屋	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第6号	常滑漁業協同組合	常滑市地先	基点 あ 常滑市多屋町海岸基標No. 8 基点 い 常滑市苅屋町苅屋漁港加茂堤防上基標No. 14－3 基点 う 常滑市苅屋町と同大字大谷の境界海岸基標No. 14 ア あから246度55分、3, 495メートルの点 イ いから260度50分、2, 954メートルの点 区域 あアイうを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域ただし、常滑港のうち防波堤により囲まれた港内区域を除く。		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 つめたがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市鯉江本町、新開町、栄町、本町、瀬木町、通称瀬木、原松町、陶郷町、奥条、通称奥条、奥栄町、白山町、山方町、市場町、保示町、樽水、樽水町、塩田町、井戸田町、泉町、阿野町、唐崎町、西阿野、熊野、熊野町、古場、古場町、苅屋、苅屋町、檜原、北条、通称北条、千代ヶ丘、大曾町	なし
共第7号	常滑漁業協同組合 小鈴谷漁業協同組合	常滑市苅屋漁港地先	基点 あ 常滑市苅屋町苅屋漁港加茂堤防上基標No. 14－3 ア あから260度13分、2, 381メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市鯉江本町、新開町、栄町、本町、瀬木町、通称瀬木、原松町、陶郷町、奥条、通称奥条、奥栄町、白山町、山方町、市場町、保示町、樽水、樽水町、塩田町、井戸田町、泉町、阿野町、唐崎町、西阿野、熊野、熊野町、古場、古場町、苅屋、苅屋町、檜原、北条、通称北条、千代ヶ丘、大曾町、大谷、小鈴谷、広目、坂井	なし
共第8号	小鈴谷漁業協同組合	常滑市地先	基点 あ 常滑市苅屋町と同大字大谷の境界海岸基標No. 14 基点 い 常滑市苅屋町苅屋漁港加茂堤防上基標No. 14－3 基点 う 常滑市と知多郡美浜町の境界海岸基標No. 17 ア いから260度50分、2, 954メートルの点 イ うから276度21分、2, 998メートルの点 ウ うから285度25分、601メートルの点 区域 あアイウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 にし漁業 つめたがい漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市大字大谷、小鈴谷、広目、坂井	なし
共第9号	小鈴谷漁業協同組合	常滑市大字坂井地先	基点 あ 常滑市と知多郡美浜町の境界海岸基標No. 17 ア あから280度20分、2, 707メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	常滑市大字大谷、小鈴谷、広目、坂井	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第10号	野間漁業協同組合	知多郡美浜町大字野間地先	基点 あ 常滑市と知多郡美浜町の境界海岸基標No. 17 基点 い 知多郡美浜町富具埼基標No. 20 基点 う 知多郡美浜町と同南知多町の境界海岸基標No. 21 ア あから285度25分、601メートルの点 イ あから276度21分、2, 998メートルの点 ウ いから256度37分、1, 996メートルの点 エ うから230度50分、1, 993メートルの点 区域 あアイウエウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業、 第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 かき漁業 にし漁業 つめたがい漁業 ばい漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 さざえ漁業 てんぐさ漁業 おごのり漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 つば網漁業 (第三種共同漁業) 地ひき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字上野間、美浜緑苑、奥田、野間、小野浦、新栄	なし
共第11号	野間漁業協同組合	知多郡美浜町大字上野間地先	基点 あ 常滑市と知多郡美浜町の境界海岸基標No. 17 ア あから260度56分、2, 356メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字上野間、美浜緑苑、奥田、野間、小野浦、新栄	なし
共第12号	野間漁業協同組合	知多郡美浜町大字野間地先	基点 あ 知多郡美浜町大字野間細目川口右岸基標No. 19 ア あから341度12分、1, 245メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字上野間、美浜緑苑、奥田、野間、小野浦、新栄	なし
共第13号	野間漁業協同組合	知多郡美浜町大字野間地先	基点 あ 知多郡美浜町大字野間細目川口右岸基標No. 19 ア あから300度43分、1, 169メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字上野間、美浜緑苑、奥田、野間、小野浦、新栄	なし
共第14号	野間漁業協同組合	知多郡美浜町大字小野浦地先	基点 あ 知多郡美浜町と同南知多町の境界海岸基標No. 21 ア あから291度22分、1, 133メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字上野間、美浜緑苑、奥田、野間、小野浦、新栄	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第15号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜地先	基点 あ 知多郡美浜町と同南知多町の境界海岸基標No. 21 基点 い 知多郡南知多町大字山海と同大字豊浜の境界海岸基標No. 28 基点 う 知多郡南知多町大字豊浜字西之平井と同字田名畑の境界海岸基標No. 30 基点 え 知多郡南知多町大字豊浜と同大字師崎の境界東側海岸基標No. 34 ア あから230度50分、1, 993メートルの点 イ いから217度57分、1, 510メートルの点 ウ うから208度04分、1, 527メートルの点 エ えから161度17分、1, 369メートルの点 オ おから149度57分、647メートルの点 区域 あアイウエオえを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ただし、内海港のうち防波堤に囲まれた港内区域を除く。		第一種共同漁業、 第二種共同漁業、 第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 かき漁業 にし漁業 ばい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 てんぐさ漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 あらめ漁業 あかもく漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 かめのて漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 つぼ網漁業 いそ建網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第16号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字内海地先	基点 あ 知多郡南知多町大字内海船速測定用鉄塔下基標No. 22 ア あから185度36分、899メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第17号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字内海地先	基点 あ 知多郡南知多町内海川口左岸突堤上基標No. 24 ア あから185度22分、552メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第18号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字山海地先	基点 あ 知多郡南知多町山海漁港南防波堤上基標No. 27ー1 ア あから238度13分、554メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第19号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字山海地先	基点 あ 知多郡南知多町山海漁港南防波堤上基標No. 27ー1 ア あから167度28分、667メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第20号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字豊浜地先	基点 あ 知多郡南知多町大字豊浜字塩屋浦34の1番地基標No. 29 ア あから243度36分、712メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第21号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字豊浜地先	基点 あ 知多郡南知多町大字豊浜字塩屋浦34の1番地基標No. 29 ア あから182度52分、657メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第22号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字豊浜地先	基点 あ 知多郡南知多町豊浜漁港半月地区埋立護岸南東角基標No. 31ー1 ア あから264度30分、392メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第23号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字豊浜地先	基点 あ 知多郡南知多町小佐港防波堤基部基標No. 33 ア あから216度27分、557メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第24号	豊浜漁業協同組合	知多郡南知多町大字豊浜地先	基点 あ 知多郡南知多町小佐港防波堤基部基標No. 33 ア あから156度01分、748メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字内海、山海、豊浜	なし
共第25号	師崎漁業協同組合	知多郡南知多町大字師崎地先	基点 あ 知多郡南知多町大字豊浜と同大字師崎の境界東側海岸基標No. 34 基点 い 知多郡南知多町大字師崎羽豆埼南端基標No. 35 基点 う 知多郡南知多町師崎港南防波堤先端基標No. 36 基点 え 知多郡南知多町大字師崎林埼地先埋立地海岸基標No. 37－1 基点 お 知多郡南知多町師崎漁港師崎地区内防波堤上基標No. 38－1 基点 か 知多郡南知多町大字師崎と同大字片名の境界海岸基標No. 38 ア あから149度57分、647メートルの点 イ あから161度17分、1、369メートルの点 ウ いから175度38分、959メートルの点 エ うから127度14分、1、103メートルの点 オ えから59度20分、603メートルの点 カ おから17度20分、135メートルの点 区域 あアイウエオカかを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 にし漁業 ばい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがいい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 あらめ漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字師崎	なし
共第26号	師崎漁業協同組合	知多郡南知多町大字師崎地先	基点 あ 知多郡南知多町大字師崎羽豆埼南端基標No. 35 ア あから214度12分、833メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字師崎	なし
共第27号	師崎漁業協同組合	知多郡南知多町大字師崎地先	基点 あ 知多郡南知多町大字師崎羽豆埼南端基標No. 35 ア あから185度26分、1、498メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字師崎	なし
共第28号	師崎漁業協同組合	知多郡南知多町大字師崎地先	基点 あ 知多郡南知多町大字師崎羽豆埼南端基標No. 35 ア あから188度05分、820メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字師崎	なし
共第29号	師崎漁業協同組合	知多郡南知多町大字師崎地先	基点 あ 知多郡南知多町師崎港南防波堤先端基標No. 36 ア あから147度23分、887メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字師崎	なし
共第30号	師崎漁業協同組合	知多郡南知多町大字師崎地先	基点 あ 知多郡南知多町師崎港南防波堤先端基標No. 36 ア あから133度18分、726メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字師崎	なし
共第31号	師崎漁業協同組合	知多郡南知多町大字師崎地先	基点 あ 知多郡南知多町師崎港南防波堤先端基標No. 36 ア あから111度04分、794メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字師崎	なし
共第32号	師崎漁業協同組合	知多郡南知多町大字師崎地先	基点 あ 知多郡南知多町師崎港南防波堤先端基標No. 36 ア あから90度24分、673メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字師崎	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第33号	片名漁業協同組合	知多郡南知多町大字片名地先	基点 あ 知多郡南知多町大字師崎と同大字片名の境界海岸基標No. 38 基点 い 知多郡南知多町師崎漁港師崎地区内防波堤上基標No. 38－1 基点 う 知多郡南知多町大字師崎林埼地先埋立地海岸基標No. 37－1 基点 え 知多郡南知多町大字片名と同大字大井の境界海岸基標No. 52 ア いから17度20分、135メートルの点 イ うから59度20分、603メートルの点 ウ えから58度44分、1, 288メートルの点 区域 あアイウえを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 てんぐさ漁業 おごり漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あらめ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) つぼ網漁業 いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字片名	なし
共第34号	片名漁業協同組合	知多郡南知多町大字片名地先	基点 あ 知多郡南知多町師崎漁港片名地区北防波堤上基標No. 51－1 ア あから97度28分、1, 004メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字片名	なし
共第35号	片名漁業協同組合	知多郡南知多町大字片名地先	基点 あ 知多郡南知多町大字片名長谷埼先端基標No. 51 ア あから99度33分、735メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字片名	なし
共第36号	片名漁業協同組合	知多郡南知多町大字片名地先	基点 あ 知多郡南知多町大字片名長谷埼先端基標No. 51 ア あから75度49分、582メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字片名	なし
共第37号	大井漁業協同組合	知多郡南知多町大字大井地先	基点 あ 知多郡南知多町大字片名と同大字大井の境界海岸基標No. 52 基点 い 知多郡南知多町大字大井字穴田と同字海田の境界海岸基標No. 54 基点 う 知多郡南知多町大字大井と同大字豊丘の境界海岸基標No. 55 ア あから58度44分、1, 288メートルの点 イ いから84度10分、1, 320メートルの点 ウ うから36度17分、1, 536メートルの点 エ うから25度44分、755メートルの点 区域 あアイウエうを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 かき漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 むらさきいかい漁業 てんぐさ漁業 おごり漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) つぼ網漁業 いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字大井	なし
共第38号	大井漁業協同組合	知多郡南知多町大字大井地先	基点 あ 知多郡南知多町大字片名と同大字大井の境界海岸基標No. 52 ア あから58度47分、1, 330メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字大井	なし
共第39号	大井漁業協同組合	知多郡南知多町大字大井地先	基点 あ 知多郡南知多町大字大井鳶ヶ埼護岸上基標No. 53－1 ア あから93度48分、562メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字大井	なし
共第40号	大井漁業協同組合	知多郡南知多町大字大井地先	基点 あ 知多郡南知多町大字大井字穴田と同字海田の境界海岸基標No. 54 ア あから73度44分、392メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字大井	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第41号	大井漁業協同組合	知多郡南知多町大字大井地先	基点 あ 知多郡南知多町大字大井字穴田と同字海田の境界海岸基標No. 54 ア あから338度21分、428メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字大井	なし
共第42号	大井漁業協同組合	知多郡南知多町大字豊丘地先	基点 あ 知多郡南知多町大字大井と同大字豊丘の境界海岸基標No. 55 基点 い 知多郡南知多町と同美浜町の境界海岸基標No. 56 ア あから25度44分、755メートルの点 イ あから36度17分、1, 536メートルの点 ウ いから46度08分、1, 497メートルの点 区域 あアイウいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 ばい漁業 うちむらさき漁業 おごのり漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字豊丘	なし
共第43号	大井漁業協同組合	知多郡南知多町大字豊丘地先	基点 あ 知多郡南知多町大字大井と同大字豊丘の境界海岸基標No. 55 ア あから358度14分、504メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字豊丘	なし
共第44号	大井漁業協同組合	知多郡南知多町大字豊丘地先	基点 あ 知多郡南知多町と同美浜町の境界海岸基標No. 56 ア あから120度16分、465メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字豊丘	なし
共第45号	美浜町漁業協同組合	知多郡美浜町大字河和地先	基点 あ 知多郡南知多町と同美浜町の境界海岸基標No. 56 基点 い 知多郡美浜町大字北方新江川口左岸防波堤上基標No. 59－1 基点 う 知多郡美浜町と同武豊町の境界海岸基標No. 61 ア あから46度08分、1, 497メートルの点 イ いから83度17分、1, 848メートルの点 ウ うから89度04分、1, 007メートルの点 区域 あアイウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ただし、河和港のうち防波堤に囲まれた港内区域を除く。		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 つめたがい漁業 ばい漁業 おおのがい漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 あかがい漁業 しおふき漁業 かがみがい漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字布土、時志、北方、河和、浦戸、古布、豊丘、新浦戸	なし
共第46号	美浜町漁業協同組合	知多郡美浜町大字古布地先	基点 あ 知多郡美浜町大字浦戸と同大字古布の境界海岸基標No. 57 ア あから120度22分、883メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字布土、時志、北方、河和、浦戸、古布、豊丘、新浦戸	なし
共第47号	美浜町漁業協同組合	知多郡美浜町大字古布地先	基点 あ 知多郡美浜町大字浦戸と同大字古布の境界海岸基標No. 57 ア あから142度17分、775メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字布土、時志、北方、河和、浦戸、古布、豊丘、新浦戸	なし
共第48号	美浜町漁業協同組合	知多郡美浜町大字河和地先	基点 あ 知多郡美浜町河和港南防波堤上基標No. 58－1 ア あから95度59分、376メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字布土、時志、北方、河和、浦戸、古布、豊丘、新浦戸	なし
共第49号	美浜町漁業協同組合	知多郡美浜町大字時志地先	基点 あ 知多郡美浜町大字布土布土川口右岸基標No. 60 ア あから141度38分、904メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡美浜町大字布土、時志、北方、河和、浦戸、古布、豊丘、新浦戸	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第50号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町野島灯台下基標No. 39 基点 い 知多郡南知多町築見島頂上基標No. 47 基点 う 知多郡南知多町大字篠島字照浜28の37番地先基標No. 43 基点 え 知多郡南知多町大字篠島南風埦南西端基標No. 44 ア あから153度51分、2、648メートルの点 イ いから58度11分、1、199メートルの点 ウ いから295度00分、698メートルの点 エ うから300度45分、1、168メートルの点 オ えから222度42分、1、988メートルの点 区域 アイウエオアを順次に結んだ線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 ばかがい漁業 かき漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いかい漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 あらめ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第51号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字照浜28の37番地先基標No. 43 ア あから356度45分、976メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第52号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字照浜28の37番地先基標No. 43 ア あから315度10分、870メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第53号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字照浜28の37番地先基標No. 43 ア あから257度20分、745メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第54号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島南風埦南西端基標No. 44 ア あから275度07分、870メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第55号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島南風埦南西端基標No. 44 ア あから257度08分、787メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第56号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島南風埦南西端基標No. 44 ア あから243度31分、661メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第57号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島南風埦南西端基標No. 44 ア あから238度57分、1、081メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第58号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字牛取11番地基標No. 40 ア あから220度32分、639メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第59号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字牛取11番地基標No. 40 ア あから208度41分、873メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第60号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字牛取11番地基標No. 40 ア あから179度17分、464メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第61号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町野島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字牛取11番地基標No. 40 ア あから183度09分、939メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第62号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町野島地先	基点 あ 知多郡南知多町野島灯台下基標No. 39 ア あから194度54分、629メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第63号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町野島地先	基点 あ 知多郡南知多町野島灯台下基標No. 39 ア あから111度11分、618メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第64号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町野島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字牛取11番地基標No. 40 ア あから139度45分、1,098メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第65号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町野島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字牛取11番地基標No. 40 ア あから129度45分、1,009メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第66号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字牛取11番地基標No. 40 ア あから103度18分、893メートルの点 区域 アから200メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第67号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島通称赤岩頂上基標No. 40ー2 ア あから87度56分、708メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第68号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町大字篠島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島字東山東端基標No. 42 ア あから95度39分、333メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第69号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町築見島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島中手島基標No. 46 ア あから32度52分、462メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし
共第70号	篠島漁業協同組合	知多郡南知多町築見島地先	基点 あ 知多郡南知多町大字篠島中手島基標No. 46 ア あから34度54分、698メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字篠島	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第71号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島東里宮の鼻護岸上基標No. 48－1 基点 い 知多郡南知多町日間賀島西里若宮の鼻護岸上基標No. 49 基点 う 知多郡南知多町日間賀島浪太埼前護岸上基標No. 50－1 ア あから121度58分、884メートルの点 イ あから81度03分、1, 375メートルの点 ウ あから48度41分、1, 657メートルの点 エ あから27度17分、1, 461メートルの点 オ いから341度00分、1, 143メートルの点 カ いから259度28分、997メートルの点 キ うから233度35分、950メートルの点 ク うから101度20分、989メートルの点 区域 アイウエオカキクアを順次に結んだ線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 むらさきいがい漁業 あかがい漁業 てんぐさ漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 あらめ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第72号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島西里若宮の鼻護岸上基標No. 49 ア あから293度26分、704メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第73号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島西里若宮の鼻護岸上基標No. 49 ア あから307度36分、496メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第74号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島西里若宮の鼻護岸上基標No. 49 ア あから274度37分、554メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第75号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島西里若宮の鼻護岸上基標No. 49 ア あから246度28分、962メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第76号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島西里若宮の鼻護岸上基標No. 49 ア あから227度41分、869メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第77号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島浪太埼前護岸上基標No. 50－1 ア あから203度29分、353メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第78号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島浪太埼前護岸上基標No. 50－1 ア あから115度12分、431メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第79号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島東里宮の鼻護岸上基標No. 48－1 ア あから185度51分、790メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第80号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島東里宮の鼻護岸上基標No. 48－1 ア あから149度03分、567メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第81号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島東里宮の鼻護岸上基標No. 48-1 ア あから93度57分、436メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第82号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島東里宮の鼻護岸上基標No. 48-1 ア あから114度58分、899メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第83号	日間賀島漁業協同組合	知多郡南知多町大字日間賀島地先	基点 あ 知多郡南知多町日間賀島東里宮の鼻護岸上基標No. 48-1 ア あから76度51分、1、334メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	知多郡南知多町大字日間賀島	なし
共第84号	衣崎漁業協同組合 西三河漁業協同組合	西尾市地先	基点 あ 西尾市西奥田町と同南奥田町の境界附近堤防上基標No. 62-1 基点 い 西尾市港町南西角基標No. 63-1 基点 う 西尾市一色町竹生新田北西角基標No. 90 基点 え 西尾市一色町矢作古川口右岸基標No. 92 基点 お 西尾市吉良町宮崎蛭子埼先端基標No. 98 基点 か 西尾市吉良町宮崎港南防波堤基部基標No. 97 基点 き 西尾市吉良町白浜新田宮前59番地基標No. 96 基点 く 西尾市南奥田町南西角(矢作川口左岸)基標No. 63 基点 け 西尾市南奥田町南東角基標No. 66-1 基点 こ 西尾市南奥田町南東水門南突堤上基標No. 66 ア あから25度32分、63メートルの点 イ あから333度37分、339メートルの点 ウ いから224度26分、1、202メートルの点 エ うから217度44分、2、001メートルの点 オ えから191度59分、2、163メートルの点 カ おから194度18分、1、405メートルの点 キ かから256度38分、300メートルの点 ク くから349度17分、94メートルの点 ケ くから337度40分、105メートルの点 コ くから200度10分、827メートルの点 サ けから145度07分、51メートルの点 シ こから163度33分、54メートルの点 ス こから196度22分、46メートルの点 区域 アイウエオカキきを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ただし、クケコサシスを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域及び吉田港のうち防波堤に囲まれた港内区域を除く。		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 つめたがい漁業 ばい漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 しじみ漁業 しおふき漁業 おごのり漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市南奥田町、奥田町、小栗町、西小柳町、寺津町、巨海町、田貫、田貫町、中畑、中畑町、刈宿町、中根町、一色町治明、開正、赤羽、養ヶ島、中外沢、細川、味浜、小薮、一色、坂田新田、藤江、松木島、千間、生田、酒手島、惣五郎、吉良町吉田、大島、饗庭、小山田、富好新田、乙川、白浜新田、荻原	なし
共第85号	西三河漁業協同組合	西尾市港町地先	基点 あ 西尾市港町南西角基標No. 63-1 ア あから200度58分、850メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市南奥田町、奥田町、小栗町、西小柳町、寺津町、巨海町、田貫、田貫町、中畑、中畑町、刈宿町、中根町、一色町治明、開正、赤羽、養ヶ島、中外沢、細川、味	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第86号	西三河漁業協同組合	西尾市吉良町宮崎地先	基点 あ 西尾市吉良町白浜新田宮前59番地基標No. 96 基点 い 西尾市吉良町宮崎港南防波堤基部基標No. 97 基点 う 西尾市吉良町宮崎蛭子埼先端基標No. 98 基点 え 西尾市吉良町と鳥羽町の境界海岸基標No. 99 ア いから256度38分、300メートルの点 イ うから194度18分、1, 405メートルの点 ウ うから173度05分、2, 503メートルの点 エ えから158度54分、3, 054メートルの点 区域 あアイウエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 つめたがい漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 てんぐさ漁業 おごり漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 もずく漁業 ひじき漁業 つるも漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎	なし
共第87号	西三河漁業協同組合	西尾市吉良町宮崎地先	基点 あ 西尾市吉良町宮崎蛭子埼先端基標No. 98 ア あから216度12分、196メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎	なし
共第88号	西三河漁業協同組合	西尾市吉良町宮崎地先	基点 あ 西尾市吉良町宮崎蛭子埼先端基標No. 98 ア あから111度48分、766メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎	なし
共第89号	西三河漁業協同組合	西尾市吉良町宮崎地先	基点 あ 西尾市吉良町宮崎蛭子埼先端基標No. 98 ア あから136度34分、808メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎	なし
共第90号	西三河漁業協同組合	西尾市吉良町梶島地先	基点 あ 西尾市吉良町宮崎梶島南西端基標No. 101 ア あから286度47分、301メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎	なし
共第91号	西三河漁業協同組合	西尾市吉良町梶島地先	基点 あ 西尾市吉良町宮崎梶島南西端基標No. 101 ア あから198度12分、951メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎	なし
共第92号	西三河漁業協同組合	西尾市吉良町梶島地先	基点 あ 西尾市吉良町宮崎梶島南西端基標No. 101 ア あから184度02分、1, 347メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎	なし
共第93号	西三河漁業協同組合	西尾市吉良町梶島地先	基点 あ 西尾市吉良町宮崎梶島東端基標No. 100 ア あから335度05分、209メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎	なし
共第94号	幡豆漁業協同組合 西三河漁業協同組合	西尾市吉良町宮崎地先	基点 あ 西尾市吉良町と同鳥羽町の境界海岸基標No. 99 ア あから170度40分、472メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市吉良町宮崎、鳥羽町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第95号	幡豆漁業協同組合	西尾市鳥羽町、西幡豆町、寺部町地先	基点 あ 西尾市吉良町と同鳥羽町の境界海岸基標No. 99 基点 い 西尾市寺部町と同東幡豆町の境界海岸基標No. 109－2 ア あから158度51分、1, 509メートルの点 イ いから186度28分、2, 070メートルの点 ウ いから155度25分、500メートルの点 区域 あアイウいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 つめたがい漁業 おおのがい漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 かがみがい漁業 てんぐさ漁業 おごのり漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 もずく漁業 なまこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市鳥羽町、西幡豆町、寺部町	なし
共第96号	幡豆漁業協同組合	西尾市鳥羽町地先	基点 あ 西尾市吉良町と同鳥羽町の境界海岸基標No. 99 ア あから90度51分、479メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市鳥羽町、西幡豆町、寺部町	なし
共第97号	幡豆漁業協同組合	西尾市西幡豆町地先	基点 あ 西尾市西幡豆町松原新田南東角基標No. 105 ア あから173度49分、312メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市鳥羽町、西幡豆町、寺部町	なし
共第98号	幡豆漁業協同組合	西尾市寺部町地先	基点 あ 西尾市寺部町寺部船溜沖防波堤基部基標No. 108 ア あから210度05分、165メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市鳥羽町、西幡豆町、寺部町	なし
共第99号	幡豆漁業協同組合	西尾市寺部町地先	基点 あ 西尾市寺部町小浜野球場南東角基標No. 109 ア あから145度04分、323メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市鳥羽町、西幡豆町、寺部町	なし
共第100号	東幡豆漁業協同組合	西尾市東幡豆町地先	基点 あ 西尾市寺部町と同東幡豆町の境界海岸基標No. 109－2 基点 い 西尾市東幡豆町緑ヶ崎グランド南東端基標No. 113－1 ア あから155度25分、500メートルの点 イ あから186度28分、2, 070メートルの点 ウ いから202度21分、2, 368メートルの点 エ いから179度49分、298メートルの点 区域 あアイウエいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域ただし、東幡豆港のうち洲崎、中柴、桑畑の各防波堤に囲まれた港内区域を除く。		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市東幡豆町	なし
共第101号	東幡豆漁業協同組合	西尾市東幡豆町前島地先	基点 あ 西尾市東幡豆町前島西端基標No. 116 ア あから227度11分、133メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市東幡豆町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第102号	東幡豆漁業協同組合	西尾市東幡豆町前島地先	基点 あ 西尾市東幡豆町前島西端基標No. 116 ア あから130度52分、303メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市東幡豆町	なし
共第103号	東幡豆漁業協同組合	西尾市東幡豆町前島地先	基点 あ 西尾市東幡豆町中柴埋立地南角基標No. 110 ア あから181度50分、654メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市東幡豆町	なし
共第104号	東幡豆漁業協同組合	西尾市東幡豆町地先	基点 あ 西尾市東幡豆町西丸山44番地基標No. 111 ア あから193度44分、298メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市東幡豆町	なし
共第105号	東幡豆漁業協同組合	西尾市東幡豆町沖島地先	基点 あ 西尾市東幡豆町沖島西端基標No. 115 ア あから235度14分、150メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市東幡豆町	なし
共第106号	東幡豆漁業協同組合	西尾市東幡豆町沖島地先	基点 あ 西尾市東幡豆町沖島東端基標No. 114 ア あから86度58分、101メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市東幡豆町	なし
共第107号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島逸崎先端基標No. 117 基点 い 西尾市一色町佐久島波ヶ崎基標No. 119 基点 う 西尾市一色町佐久島平戸オンゾ岩基標No. 121 ア あから157度36分、1,798メートルの点 イ あから87度57分、1,693メートルの点 ウ いから352度44分、2,000メートルの点 エ いから233度56分、897メートルの点 オ うから187度04分、1,060メートルの点 区域 アイウエオを順次に結んだ線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 かき漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いがい漁業 むらさきいがい漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 つるも漁業 しきんのり漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 つぼ網漁業 いそ建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第108号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島黒崎基標No. 118 ア あから36度28分、192メートルの点 区域 アから150メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第109号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島波ヶ崎基標No. 119 ア あから352度37分、638メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第110号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島波ヶ崎基標No. 119 ア あから18度33分、368メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第111号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島波ヶ崎基標No. 119 ア あから266度01分、387メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第112号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島波ヶ崎基標No. 119 ア あから183度30分、561メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第113号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島大島南端基標No. 120 ア あから260度59分、565メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第114号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島大島南端基標No. 120 ア あから171度24分、286メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第115号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島平戸オンゾ岩基標No. 121 ア あから169度17分、465メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第116号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島平戸オンゾ岩基標No. 121 ア あから132度37分、435メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第117号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島逸崎先端基標No. 117 ア あから99度00分、393メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第118号	西三河漁業協同組合	西尾市一色町佐久島地先	基点 あ 西尾市一色町佐久島逸崎先端基標No. 117 ア あから43度16分、522メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	西尾市一色町佐久島	なし
共第119号	蒲郡漁業協同組合	蒲郡市西浦町地先	基点 あ 西尾市東幡豆町緑ヶ崎グラウンド南東端基標No. 113ー1 基点 い 蒲郡市西浦町橋田御前崎基標No. 125ー3 基点 う 蒲郡市西浦町と同形原町の境界海岸基標No. 127 ア あから179度49分、298メートルの点 イ あから202度21分、2, 368メートルの点 ウ いから173度12分、2, 006メートルの点 エ うから139度03分、2, 595メートルの点 区域 あアイウエウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業、 第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 おおのがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市西浦町	なし
共第120号	蒲郡漁業協同組合	蒲郡市西浦町地先	基点 あ 蒲郡市西浦町大山基標No. 125ー5 ア あから321度11分、393メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市西浦町	なし
共第121号	蒲郡漁業協同組合	蒲郡市西浦町地先	基点 あ 蒲郡市西浦町大山崎先端基標No. 125 ア あから305度49分、131メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市西浦町	なし
共第122号	蒲郡漁業協同組合	蒲郡市西浦町地先	基点 あ 蒲郡市西浦町橋田御前崎基標No. 125ー3 ア あから159度25度分、369メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市西浦町	なし
共第123号	蒲郡漁業協同組合	蒲郡市西浦町地先	基点 あ 蒲郡市西浦町字長崎55番地の6基標No. 126 ア あから162度31分、123メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市西浦町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第124号	蒲郡漁業協同組合	蒲郡市形原町地先	基点 あ 蒲郡市西浦町と同形原町の境界海岸基標No. 127 基点 い 蒲郡市形原町下市場地先埋立地護岸上基標No. 129－1 ア あから139度03分、2. 595メートルの点 イ いから116度20分、2. 051メートルの点 区域 あアイいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 かき漁業 にし漁業 おおのがい漁業 なまこ漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市形原町、金平町、一色町	なし
共第125号	蒲郡漁業協同組合	蒲郡市竹島町地先	基点 あ 蒲郡市竹島町1の6南西角基標No. 134－4 基点 い 蒲郡市蒲郡港東防波堤上基標No. 134－3 基点 う 蒲郡市竹島町竹島南端基標No. 135－3 基点 え 蒲郡市竹島町竹島・三谷漁場境界基標No. 135 ア あから193度50分、104メートルの点 イ うから235度49分、734メートルの点 ウ えから198度37分、1. 347メートルの点 区域 あアイイウえを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 なまこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市竹島町、丸山町、松原町、府相町、八百富町、神明町	なし
共第126号	三谷漁業協同組合	蒲郡市三谷町地先	基点 あ 蒲郡市竹島町竹島・三谷漁場境界基標No. 135 基点 い 蒲郡市三谷町と同大塚町の境界海岸基標No. 138 ア あから198度37分、1. 347メートルの点 イ いから166度37分、1. 495メートルの点 区域 あアイいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 しおふき漁業 かがみがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市三谷町	なし
共第127号	三谷漁業協同組合	蒲郡市三谷町大島地先	基点 あ 蒲郡市三谷町大島北端基標No. 140 基点 い 蒲郡市三谷町大島北西端基標No. 141 基点 う 蒲郡市三谷町小島南端基標No. 142 ア あから73度47分、653メートルの点 イ あから349度10分、214メートルの点 ウ いから281度06分、348メートルの点 エ うから211度42分、728メートルの点 オ うから119度01分、177メートルの点 区域 アイウエオアを順次に結んだ線により囲まれた区域		第一種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さるぼう漁業 かき漁業 にし漁業 うちむらさき漁業 かがみがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	蒲郡市三谷町	なし
共第128号	渥美漁業協同組合	田原市地先	基点 あ 田原市白谷町姫島漁港西防波堤基部基標No. 200 基点 い 田原市野田町地先海岸基標No. 205 ア あから322度46分、695メートルの点 イ いから310度49分、1. 001メートルの点 区域 あアイいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 かき漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 うちむらさき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 あおさ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし
共第129号	渥美漁業協同組合	田原市白谷町地先	基点 あ 田原市白谷町姫島漁港西防波堤基部基標No. 200 ア あから322度49分、232メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし
共第130号	渥美漁業協同組合	田原市白谷町地先	基点 あ 田原市白谷町と同仁崎町の境界海岸基標No. 201 ア あから11度41分、1. 006メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第131号	渥美漁業協同組合	田原市白谷町地先	基点 あ 田原市白谷町と同仁崎町の境界海岸基標No. 201 ア あから19度25分、602メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし
共第132号	渥美漁業協同組合	田原市仁崎町地先	基点 あ 田原市仁崎町五鈴川口左岸基標No. 202 ア あから19度40分、514メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし
共第133号	渥美漁業協同組合	田原市仁崎町地先	基点 あ 田原市仁崎町前洲1の1番地北西角基標No. 203 ア あから92度52分、585メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし
共第134号	渥美漁業協同組合	田原市仁崎町地先	基点 あ 田原市仁崎町前洲1の1番地北西角基標No. 203 ア あから65度40分、360メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし
共第135号	渥美漁業協同組合	田原市仁崎町地先	基点 あ 田原市仁崎町前洲1の1番地北西角基標No. 203 ア あから16度51分、178メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし
共第136号	渥美漁業協同組合	田原市野田町地先	基点 あ 田原市野田町坂下1の5番地基標No. 204 ア あから288度48分、296メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市浦町、波瀬町、片浜町、白谷町、仁崎町、野田町	なし
共第137号	小中山漁業協同組合 渥美漁業協同組合	田原市地先	基点 あ 田原市野田町地先海岸基標No. 205 基点 い 田原市小中山町立馬崎海岸堤防上基標No. 227 基点 う 田原市向山町向山新田水門基標No. 220 ア あから310度28分、232メートルの点 区域 あアいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ただし、うから352度02分82メートルの点を基点として74度50分の線以南の福江港内区域を除く。		第一種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 かき漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 いがい漁業 むらさきいがい漁業 おにあさり漁業 てんぐさ漁業 あおのり漁業 わかめ漁業 もずく漁業 あおさ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市宇津江町、江比間町、八王子町、村松町、馬伏町、石神町、伊川津町、夕陽が浜、古田町、折立町、高木町、長沢町、福江町、向山町、保美町、中山町、小中山町	なし
共第138号	渥美漁業協同組合	田原市古田町地先	基点 あ 田原市高木町羽広突堤(通称朝鮮堤防)基標No. 217 基点 い 田原市折立港突堤基部基標No. 218 基点 う 田原市古田町背戸山42番地基標No. 219 基点 え 田原市向山町向山新田水門基標No. 220 ア あから331度31分、313メートルの点 イ いから358度11分、583メートルの点 ウ うから357度38分、366メートルの点 エ うから317度53分、276メートルの点 オ えから44度37分、299メートルの点 カ えから57度09分、338メートルの点 区域 あアイウエオカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第二種共同漁業	角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市古田町、折立町、高木町、長沢町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第139号	渥美漁業協同組合	田原市福江町地先	基点 あ 田原市福江町日比浜新田稜潮所南角基標No. 221 基点 い 田原市福江町日比浜新田北東角基標No. 222 基点 う 田原市福江町、福江・小中山・中山漁場境界基標No. 223 ア あから209度42分、82メートルの点 イ あから188度00分、109メートルの点 ウ いから153度37分、156メートルの点 エ いから80度10分、172メートルの点 オ うから56度32分、221メートルの点 カ うから6度51分、151メートルの点 区域 あアイウエオカウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第二種共同漁業	角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市福江町、向山町、保美町	なし
共第140号	渥美漁業協同組合	田原市宇津江町地先	基点 あ 田原市野田町地先海岸基標No. 205 基点 い 田原市宇津江町と同江比間町の境界海岸基標No. 207 ア あから310度49分、1, 001メートルの点 イ いから339度53分、1, 499メートルの点 区域 あアイいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第二種共同漁業	角建網漁業 建干網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市宇津江町	なし
共第141号	渥美漁業協同組合	田原市江比間町地先	基点 あ 田原市宇津江町と同江比間町の境界海岸基標No. 207 基点 い 田原市伊川津漁港東防波堤上基標No. 213－1 基点 う 田原市伊川津町伊井新田南西角基標No. 214 ア あから339度53分、1, 499メートルの点 イ いから315度10分、1, 449メートルの点 ウ うから246度35分、711メートルの点 エ うから213度55分、443メートルの点 オ いから213度09分、248メートルの点 カ いから170度17分、111メートルの点 キ うから297度12分、221メートルの点 ク うから326度09分、195メートルの点 区域 あアイウエオカキクウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第二種共同漁業	角建網漁業 建干網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市江比間町、伊川津町、夕陽が浜、八王子町、村松町、馬伏町、石神町	なし
共第142号	小中山漁業協同組合	田原市小中山町地先	基点 あ 田原市小中山町立馬崎海岸堤防基標No. 227 基点 い 田原市伊川津漁港東防波堤上基標No. 213－1 基点 う 田原市伊川津町伊井新田南西角基標No. 214 基点 え 田原市小中山町山二新田北東角基標No. 225 ア いから312度36分、1, 312メートルの点 イ うから246度35分、711メートルの点 ウ えから122度31分、665メートルの点 区域 あアイウえを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市小中山町	なし
共第143号	小中山漁業協同組合	田原市小中山町地先	基点 あ 田原市小中山町立馬崎海岸堤防上基標No. 227 基点 い 田原市伊川津漁港東防波堤上基標No. 213－1 基点 う 田原市小中山町立馬崎基標No. 227－1 ア いから312度36分、1, 312メートル イ いから315度10分、1, 449メートルの点 ウ あから29度14分、1, 694メートルの点 エ うから344度12分、1, 032メートルの点 オ あから9度19分、720メートルの点 カ あから10度49分、320メートルの点 キ あから29度04分、296メートルの点 区域 あアイウエオカキあを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 ばかりがい漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 いがい漁業 むらさきいがい漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市小中山町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第144号	小中山漁業協同組合	田原市小中山町地先	基点 あ 田原市小中山町立馬崎基標No. 227ー1 基点 い 田原市渥美火力発電所1号機前海岸堤防上基標No. 228ー1 基点 う 田原市渥美火力発電所油タンク前海岸堤防上基標No. 228ー2 基点 え 田原市小中山町藤原、中山・小中山漁場境界基標No. 228 ア あから344度48分、299メートルの点 イ あから15度22分、339メートルの点 ウ あから26度59分、379メートルの点 エ あから348度29分、713メートルの点 オ あから328度25分、965メートルの点 カ あから325度23分、958メートルの点 キ あから299度20分、1、136メートルの点 ク あから276度20分、1、283メートルの点 ケ えから303度55分、1、495メートルの点 コ うから307度14分、295メートルの点 サ うから324度19分、326メートルの点 シ いから310度24分、291メートルの点 区域 あアイウエオカを順次に結んだ線、カからクヘキを中心点とした円周の南側の線、クケえを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域から、うコサシいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除く区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業、 第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 ばかがい漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 いがい漁業 むらさきいがい漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市小中山町	なし
共第145号	渥美漁業協同組合	田原市中山町地先	基点 あ 田原市小中山町藤原、中山・小中山漁場境界基標No. 228 基点 い 田原市中山町と同伊良湖町の境界海岸基標No. 229 ア あから303度55分、1、495メートルの点 イ いから279度07分、1、499メートルの点 区域 あアイいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業、 第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 ばかがい漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市中山町	なし
共第146号	渥美漁業協同組合	田原市伊川津町、石神町地先	基点 あ 田原市石神町と同高木町の境界海岸基標No. 216 基点 い 田原市伊川津町伊井新田南西角基標No. 214 基点 う 田原市伊川津漁港東防波堤上基標No. 213ー1 ア あから319度28分、407メートルの点 イ いから246度35分、711メートルの点 ウ いから213度55分、443メートルの点 エ うから213度09分、248メートルの点 オ うから170度17分、111メートルの点 カ いから297度12分、221メートルの点 キ いから326度09分、195メートルの点 区域 あアイウエオカキいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第二種共同漁業	角建網漁業 建干網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市江比間町、伊川津町、夕陽が浜、八王子町、村松町、馬伏町、石神町	なし
共第147号	渥美漁業協同組合	田原市高木町地先	基点 あ 田原市石神町と同高木町の境界海岸基標No. 216 基点 い 田原市高木町羽広突堤(通称朝鮮堤防)基標No. 217 ア あから319度28分、407メートルの点 イ いから331度31分、313メートルの点 区域 あアイいを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第二種共同漁業	角建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市古田町、折立町、高木町、長沢町	なし
共第148号	小中山漁業協同組合 渥美漁業協同組合	田原市江比間町地先	基点 あ 田原市泉港北防波堤基部基標No. 209 ア あから10度23分、981メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市宇津江町、江比間町、八王子町、村松町、馬伏町、石神町、伊川津町、夕陽が浜、古田町、折立町、高木町、長沢町、福江町、向山町、保美町、中山町、小	なし
共第149号	小中山漁業協同組合 渥美漁業協同組合	田原市江比間町地先	基点 あ 田原市泉港北防波堤基部基標No. 209 ア あから340度35分、1、054メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市宇津江町、江比間町、八王子町、村松町、馬伏町、石神町、伊川津町、夕陽が浜、古田町、折立町、高木町、長沢町、福江町、向山町、保美町、中山町、小	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第150号	小中山漁業協同組合 渥美漁業協同組合	田原市江比間町地先	基点 あ 田原市江比間町と同伊川津町の境界海岸基標No. 210 ア あから17度59分、1、339メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市宇津江町、江比間町、八王子町、村松町、馬伏町、石神町、伊川津町、夕陽が浜、古田町、折立町、高木町、長沢町、福江町、向山町、保美町、中山町、小	なし
共第151号	小中山漁業協同組合 渥美漁業協同組合	田原市小中山町地先	基点 あ 田原市小中山町山二新田北東角基標No. 225 ア あから54度00分、1、310メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市宇津江町、江比間町、八王子町、村松町、馬伏町、石神町、伊川津町、夕陽が浜、古田町、折立町、高木町、長沢町、福江町、向山町、保美町、中山町、小	なし
共第152号	小中山漁業協同組合 渥美漁業協同組合	田原市小中山町地先	基点 あ 田原市小中山町山二新田北東角基標No. 225 ア あから35度23分、942メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市宇津江町、江比間町、八王子町、村松町、馬伏町、石神町、伊川津町、夕陽が浜、古田町、折立町、高木町、長沢町、福江町、向山町、保美町、中山町、小	なし
共第153号	渥美漁業協同組合	田原市伊良湖町地先	基点 あ 田原市中山町と同伊良湖町の境界海岸基標No. 229 基点 い 田原市伊良湖町古山2、814番地基標No. 231 基点 う 田原市伊良湖町と同日出町の境界海岸基標No. 232 基点 え 田原市和地町と同越戸町の境界海岸基標No. 233 ア あから279度14分、2、995メートルの点 イ あから245度39分、4、539メートルの点 ウ いから211度59分、1、796メートルの点 エ うから183度04分、2、000メートルの点 オ えから178度02分、2、002メートルの点 区域 あアイウエオえを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第二種共同漁業、 第三種共同漁業	(第一種共同漁業) あさり漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 かき漁業 にし漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 うちむらさき漁業 あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いがい漁業 きさご漁業 さとうがい漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 あらめ漁業 いわのり漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 えむし漁業 (第二種共同漁業) 角建網漁業 いそ建網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市伊良湖町、日出町、堀切町、小塩津町、和地町	なし
共第154号	渥美漁業協同組合	田原市小塩津町地先	基点 あ 田原市小塩津町小塩津放水路右岸基標No. 232-1 ア あから143度58分、569メートルの点 区域 アから100メートル以内の区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市伊良湖町、日出町、堀切町、小塩津町、和地町	なし
共第155号	愛知外海漁業協同組合	田原市、豊橋市地先	基点 あ 田原市和地町と同越戸町の境界海岸基標No. 233 基点 い 田原市越戸町と同大草町の境界付近海岸基標No. 235-1 基点 う 田原市大草町と同六連町の境界海岸基標No. 236 基点 え 田原市六連町と豊橋市城下町の境界海岸基標No. 237 基点 お 愛知県と静岡県の境界海岸基標No. 238 ア あから178度02分、2、002メートルの点 イ いから162度44分、1、943メートルの点 ウ うから162度41分、2、011メートルの点 エ えから164度10分、2、004メートルの点 オ おから169度59分、1、993メートルの点 区域 あアイウエオおを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域		第一種共同漁業、 第三種共同漁業	(第一種共同漁業) はまぐり漁業 ばかがい漁業 かき漁業 あわび漁業 きさご漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市高松町、赤羽根町、池尻町、若見町、越戸町、大草町、南神戸町、東神戸町、六連町、豊橋市東細谷町、細谷町、小島町、小松原町、寺沢町、東七根町、西七根町、高塚町、伊古部町、東赤沢町、西赤沢町、城下町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第156号	愛知外海漁業協同組合	田原市赤羽根町地先	基点 あ 田原市赤羽根町赤羽根港東防波堤上基標No. 239－1 ア あから102度44分、2, 013メートルの点 イ あから150度23分、1, 141メートルの点 ウ あから143度48分、650メートルの点 エ あから89度15分、1, 782メートルの点 区域 アイウエアを順次に結んだ線により囲まれた区域		第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	田原市高松町、赤羽根町、池尻町、若見町、越戸町、大草町、南神戸町、東神戸町、六連町、豊橋市東細谷町、細谷町、小島町、小松原町、寺沢町、東七根町、西七根町、高塚町、伊古部町、東赤沢町、西赤沢町、城下町	なし